津　市　公　報　　第　４７４　号
令和７年９月２２日

目　　次

津市告示

指定避難所の指定の取消し及び新規指定

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定

公示送達

津市公告

津都市計画の変更に係る縦覧

負傷動物の収容

公有財産売却に係る条件付一般競争入札

開発行為に関する工事の完了

負傷動物の収容

地域計画の変更

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の５０分の１の数及び６分の１の数並びに３分の１の数

三重県知事選挙における投票管理者の選任

三重県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

三重県知事選挙における投票管理者の選任

三重県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の選任

※　目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第２４１号

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４第１項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第３項の規定により告示する。

また、同法第４９条の６第１項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第２項の規定により告示する。

令和７年９月１日

津市長　前　葉　泰　幸

１　指定避難所の取り消し

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
観音寺保育園	津市観音寺町604-74	○	○	○	○	○		○	

２　指定緊急避難場所の取消し

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
津中央郵便局	津市中央1-1					○			

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
みえ医療福祉生活協同組合レインボーセンター	津市船頭町3453					○			

3　指定避難所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
三重県立津商業高等学校	津市渋見町699	○	○	○	○	○			○

４　指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
津中央郵便局	津市中央 1-1					○			

津市告示第２４２号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５８条第１項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第１１５条の３０第１号の規定により告示する。

令和７年９月９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　事業者の名称

株式会社セントレア

２　事業所の名称

居宅介護支援センターいちし

３　事業所の所在地

津市一志町日置４６番地

４　指定年月日

令和７年１０月１日

５　サービスの種類

介護予防支援

津市告示第２４３号

　下記の者の令和７年度軽自動車税種別割納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

　なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

　　令和７年９月１２日

津市長　前　葉　泰　幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書

○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書

○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○　○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○	令和７年度軽自動車税種別割納税通知書

津市公告第１３２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第２項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

令和７年９月２日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

津卸商業センター地区地区計画

２　都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

３　縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

４　縦覧期間

自　令和７年９月２日

至　令和７年９月１６日

津市公告第１３３号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３５条第３項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和７年９月２日

津市長　前　葉　泰　幸

１　負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和７年９月１日	津市 柳山津興	猫（雑種）	キジトラ	不明	小	子猫	

２　収容期間　令和７年９月４日まで

３　連絡先　　津市環境部環境保全課
電話番号０５９－２２９－３２８２
三重県津保健所衛生指導課
電話番号０５９－２２３－５１１２

津市公告第１３４号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

令和７年９月８日

津市長　前　葉　泰　幸

別紙のとおり

1　入札に付する事項

⑴　件名　令和７年度第４回津市公有財産売却

⑵　物件の概要

物件番号	概要					特記事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市安濃町清水字筑原	336番1	宅地	320.28㎡	別紙①物件調書のとおり 古家あり
2	土地	津市白山町二本木字横町	289番6	宅地	266.07㎡	別紙②物件調書のとおり

⑶　各物件に関する特記事項

ア　別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ　本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ　各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ　別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請

求をすることができません。

２　入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

⑴　国税並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

⑵　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職及び同条第３項に規定する特別職に属する津市職員である者

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当すると認められる者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

⑸　経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

⑹　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑺　反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑻　法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうち第３号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

⑼　民法（明治２９年法律第８９号）第１２０条第１項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

⑽　津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止等を受けている者

⑾　過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者

⑿　日本語が理解できない者

⒀　日本国内に住所及び連絡先がない者

⒁　本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

３　入札参加申込み

⑴　入札参加仮申込手続

ア　申込方法　売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ　申込期間　令和７年９月１１日（木）午後１時から同月２９日（月）午後２時まで

⑵　入札参加申込手続（本申込）

ア　申込方法　仮申込みを行った後、下記⑶の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか⑷のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ　手続期限　令和７年１０月７日（火）午後２時まで

⑶　必要書類

ア　津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）
イ　履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）
ウ　印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）
エ　市町村税完納証明書 完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近２年度分を提出してください。 ㈦　市町村民税の納税証明書又は非課税証明書 ㈠　固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書 ㈥　軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書
オ　誓約書

※　一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※　ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※　提出先は、〒５１４－８６１１　三重県津市西丸之内２３番１号　津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※　イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後３箇月以内の原本に限ります。

※　一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

⑷　入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記４において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和７年１０月７日（火）午後２時までに納付してください。

※　口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。

※　入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し、確認を受けた時は、この限りではありません。

※　入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書に指定した口座に振込して返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。

※　入札保証金には、利息は付しません。

4　予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所　在	予定価格 （最低入札価格）	入札保証金の額
1	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1,190,000 円	130,900 円
2	津市白山町二本木字横町 289 番 6	891,000 円	98,100 円

5　入札について

⑴　入札期間

令和７年１０月１４日（火）午後１時から同月２１日（火）午後１時まで

⑵　開札

令和７年１０月２１日（火）午後１時以降に行います

⑶　入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

⑷　入札をなかったものとする取扱い

２の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

⑸　入札の中止

不正な行為等により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断できる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6　落札者の決定

⑴　売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

⑶　落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

⑷　入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違

いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、７の契約を締結することができません。

7　契約について

⑴　契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

⑵　提出書類

次に掲げる書類等を令和７年１１月１０日（月）午後５時１５分までに本市に提出してください。

ア　公有財産売買契約書

本市から２部送付しますので、２部ともに記名・押印を行った上で、１部のみに収入印紙を貼付して、２部とも提出してください。本市による記名・押印後、１部を落札者へ返送します。

イ　登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号１	３０，０００円
物件番号２	１６，２００円

8　契約保証金

⑴　落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の１００分の１０以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和７年１１月４日（火）午後５時１５分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

⑵　納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

⑶　落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和７年１１月１０日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9　契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙③及び④）で確認してください。

⑴　本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
⑵　本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
⑶　各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
⑷　各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10　売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和７年１１月２０日（木）午後５時１５分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11　所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12　契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。
⑴　印紙税法（昭和４２年法律第２３号）及び租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
⑵　物件引渡しに要する費用
⑶　所有権の移転登記に必要な登録免許税等
⑷　その他契約に要する費用

13　その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

⑴　物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

　また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

⑵　物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。

⑶　落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。

⑷　入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。

⑸　申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。

⑹　入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先
　津市政策財務部財産管理課
　財産活用・建築修繕支援担当
　電話番号　０５９－２２９－３１２６
　ＦＡＸ　０５９－２２９－３４４４

津市公告第１３５号

　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

　　令和７年９月９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

　　令和７年８月２７日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

　　津市戸木町字東鼓４７４４番、４７４６番１の一部、字西鼓４６２５番７ほか３筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

　　津市戸木町４６５８番地１１

　　令和金属工業株式会社

　　代表取締役　張立民

津市公告第１３６号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３６条第２項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和７年９月１０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和７年９月５日	津市久居緑が丘町二丁目	猫（雑種）	黒	メス	小	子猫	

２　収容期間　令和７年９月１１日まで

３　連絡先　　津市環境部環境保全課

電話番号０５９－２２９－３２８２

三重県津保健所衛生指導課

電話番号０５９－２２３－５１１２

津市公告第１３７号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第８項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和７年９月１１日

津市長　前　葉　泰　幸

津市上下水道事業公告第３４号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により、次のとおり公告します。

令和７年９月１日

津市上下水道事業管理者　松　下　浩　己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公　告　日	令和7年9月1日	工 事 担 当 課	下水道工務課
工　事　名	令和７年度下工公補第１４号 東千里東部処理分区公共下水道工事		
工事場所	津市　河芸町東千里　地内		
工事概要	管布設工(管径150～200mm)　169m 組立マンホール工　1箇所 小型マンホール工　11箇所 ます設置工　5箇所		
工　　期	契約締結日から起算して134日間		
発注業種	土木一式		

参加資格に関する事項				
建設業許可	特定・一般			
所在地要件	市内本店			
格付要件	あり			
地域・格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸･芸濃･美里･安濃	【格付】Ｂ・Ａ２・Ａ１	
	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】一志	【格付】Ｂ	
	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
同種工事実績要件				
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				

設計図書等に関する質問		
提出期限	令和7年9月4日　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）	
回　答　日	令和7年9月10日　津市入札情報公開システムにて回答	
提　出　先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819	

入札方法等		
入札方法	津市電子入札システムによる	
入札期間	令和7年9月2日　から　令和7年9月16日　まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	

項目	内容
開札日時及び場所	令和7年9月18日　午前9時00分 津市上下水道庁舎２階　入札室
予定価格	27,988,000　円　（税抜き）
最低制限価格	有
入札保証金	免 除
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上
前　金　払	有
部　分　払	無
積算内訳書	要
その他	・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和７年６月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和7年9月1日	工事担当課：水道整備課
工事名		令和７年度水整第２１号 **公共下水道事業に伴う半田地内配水管移設工事（本設）**
工事場所		津市　半田　　地内
工事概要		配水管布設工　DIPφ200mm　33.9m 配水管布設工　PPφ50mm　6.8m 仕切弁設置工　φ75mm～φ50mm　2箇所 舗装本復旧工　258m2
工期		**契約締結日から起算して133日間**
発注業種		**土木一式（配水管工事）**
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般
	所在地要件	市内本店
	格付要件	あり
	地域・格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】**津･香良洲**　【地区】**津･香良洲**　【格付】**Ｂ** 【ﾌﾞﾛｯｸ】　【地区】　【格付】 【ﾌﾞﾛｯｸ】　【地区】　【格付】 【ﾌﾞﾛｯｸ】　【地区】　【格付】
	同種工事実績要件	
	技術者要件	主任(監理)技術者：**同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)** 現場代理人：**常駐配置(主任技術者と兼務可)**
	その他要件	**津市水道事業指定給水装置工事事業者である者** **元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者**
設計図書等に関する質問	提出期限	**令和7年9月4日　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）**
	回答日	令和7年9月10日　　津市入札情報公開システムにて回答
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる
	入札期間	**令和7年9月2日**　から　**令和7年9月16日**　まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。
開札日時及び場所		**令和7年9月18日**　　**午前9時15分** 津市上下水道庁舎２階　入札室
予定価格		**9,501,000**　円　（税抜き）
最低制限価格		有
入札保証金		免除
契約保証金		契約金額の１００分の１０以上
前金払		有
部分払		無
積算内訳書		要
その他		・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和７年６月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450ｍｍ以下）をいう。

津市上下水道事業公告第３５号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

令和７年９月１日

津市上下水道事業管理者　松　下　浩　己

別紙のとおり

１　入札に付する事項

⑴　工事名　　令和７年度下施雨ポ補第１号
白塚新町ポンプ場沈砂池設備（ＮＯ．３し渣搬出機等）改築工事

⑵　工事場所　津市白塚町地内

⑶　工事概要　沈砂池設備改築工事　一式
Ｎｏ．３し渣搬出機　１基
Ｎｏ．４し渣搬出機　１基
し渣ホッパー　１基
コントロールセンタ　一式
補助継電器盤　一式
Ｎｏ．３，４し渣搬出機現場操作盤　１面

⑷　工期　　契約締結日から起算して４０８日間

⑸　予定価格　３５１，６２４，０００円（税抜き）

２　入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成１８年１月１日施行。以下「要領」といいます。）第４条第１項に掲げる要件を備えている者

⑶　要領第４条第２項各号の一に該当しない者

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けてい

る場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

⑸　津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者

⑹　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者

⑺　三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

⑻　審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあっては８００点以上、それ以外の者にあっては１，０００点以上の者

⑼　本件工事に、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項第２号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）

⑽　上記⑼に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

⑾　官公庁等で発注され、過去１０年間（平成２７年度以降）に施工が完了した次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率２０％以上のものに限ります。）

　機械器具設置工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の沈砂池設備（搬出機及びホッパーを含む）の製作又は据付工事（分解整備又は部品交換工事は除きます。）

３　入札参加申込書等の配付

⑴　配付期間　令和７年９月１日（月）から同年９月１９日（金）まで

⑵　配付場所　ア　津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
イ　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
（配付期間は、上記⑴の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

４　入札参加資格審査申請書等の提出等

⑴　本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア　提出期間

令和７年９月１日（月）午前８時３０分から同年９月１９日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日（９月１日）は午前８時３０分から、提出期間最終日（９月１９日）は午後５時１５分までとします。）

イ　提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ　提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が３ＭＢを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

⑵　提出書類

ア　津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ　審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ　配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者

講習修了証の写し

オ　配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ　営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ　上記２⑾に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク　施工計画工程表（事前審査用）

ケ　宣誓書

⑶　入札参加資格の審査結果

令和７年９月２９日（月）までに通知します。

5　設計図書等の閲覧等

⑴　閲覧期間　令和７年９月１日（月）から同年１０月２１日（火）まで

⑵　閲覧場所　ア　津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

（閲覧期間は、上記⑴の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

6　工事の質疑等

⑴　施工計画に関する質疑等

ア　質問受付　令和７年９月８日（月）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ　回答方法　令和７年９月１２日（金）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

⑵　見積に関する質疑等

ア　質問受付　令和７年９月１９日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ　回答方法　令和７年９月２９日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7　入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間　令和７年９月３０日（火）から同年１０月１０日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和７年６月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

8　開札の日時及び場所

⑴　日時　令和７年１０月２１日（火）午前９時から

⑵　場所　津市上下水道庁舎２階入札室

9　入札保証金

入札保証金は免除します。

10　契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11　開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

12　入札の無効

無効の入札は、次の⑴から⑶に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

⑴　共通の無効

ア　競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
イ　申請書類等に虚偽の記載があるとき。
ウ　申請書類等に不備があるとき。
エ　適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
オ　入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。
カ　入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
キ　著しく信義に反する行為をしたとき。
ク　入札に際して連合等の不正行為があったとき。
ケ　入札金額を訂正しているとき。
コ　入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
サ　前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

⑵　電子入札の無効
ア　入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
イ　電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
ウ　記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
エ　電子証明書の不正な使用があった入札

⑶　郵便入札の無効
ア　郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
イ　入札書に入札者の記名押印のないとき。
ウ　積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
エ　入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
オ　入札書の記載事項が確認できないとき。
カ　入札書に指定された事項が記載されていないとき。
キ　指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
ク　入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
ケ　積算内訳書が同封されていないとき。
コ　封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
サ　封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13　最低制限価格
規則第１２条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

⑵　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

⑶　入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15　契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16　その他の注意事項

⑴　前金払　有

⑵　部分払　無

⑶　落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。

⑷　落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

⑸　この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

⑹　電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。

⑺　談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

⑻　入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

⑼　この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処

理要領（平成１８年1月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

⑽　入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

⑾　本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第６条の２第１項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和７年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）
津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
電話番号　０５９－２３７－５８０３
ＦＡＸ　　０５９－２３７－５８１９

津市上下水道事業公告第３６号

　建設工事等に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

　　令和７年９月１日

津市上下水道事業管理者　松　下　浩　己

　別紙のとおり

１　入札に付する事項

⑴　工事名　　令和７年度水整補継第１号

道路整備事業に伴う片田井戸町及び片田新町地内送配水管布設工事

⑵　工事場所　津市片田井戸町及び片田新町地内

⑶　工事概要　送配水管布設工　ＤＩＰφ８００ｍｍ　１５２．８ｍ

送配水管布設工　ＤＩＰφ６００ｍｍ　２４３．７ｍ

送配水管布設工　ＤＩＰφ２００ｍｍ　　　４．５ｍ

送配水管布設工　ＤＩＰφ１５０ｍｍ　１６９．４ｍ

バタフライ弁設置工　φ８００ｍｍ～φ６００ｍｍ　７箇所

仕切弁設置工　φ２００ｍｍ～φ５０ｍｍ　５箇所

空気弁設置工　φ７５ｍｍ～φ５０ｍｍ　７箇所

不断水仕切弁設置工　φ６００ｍｍ～φ１５０ｍｍ　２箇所

不断水切替弁設置工　φ８００ｍｍ　２箇所

⑷　工期　　契約締結日から起算して４６０日間

⑸　予定価格　４５０，２７５，０００円（税抜き）

２　入札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第３条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成２０年１２月２２日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア　総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第３条第２号）

イ　評価項目、評価の内容、評価点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ　総合評価点の算出

加算方式

総合評価点＝価格点（８０点満点）＋価格以外の評価点（２０点満点）

価格点の算出方法は下記のとおりとします。

㈦　入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝８０点×失格基準価格÷｛失格基準価格＋（低入札価格調

査基準価格－失格基準価格）／３＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）｝

⑷　入札価格≦低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝８０点×失格基準価格÷｛失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／３｝

エ　評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は電子くじにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、⑵低入札価格調査を実施するものとします。

⑵　低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領（平成２０年１２月２２日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記２⑴エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第１２条第１項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第７条第２項及び第３項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を適用します。

ア　土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で１名追加して工事現場に配置すること。

イ　契約保証金を契約金額の１００分の３０以上の額とすること。

ウ　前払金を契約金額の１００分の２０以内の額とすること。

⑶　重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に１００分の９７を乗じて得た額（１万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

⑷　失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額（１万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×０．９５＋共通仮設費×０．８５＋現場管理費×０．８＋一般管理費×０．４５

⑸　積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第７条第２項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	９５％	８５％	８０％	４５％

３　入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成１８年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第４条第１項に掲げる要件を備えている者

⑶　要領第４条第２項各号の一に該当しない者

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

⑸　津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事業を希望業種として登載されている者

⑹　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

⑺　本市の区域内に本店を有する者

⑻　土木一式（配水管工事）に係る格付区分がＡ１の者

⑼　本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項第２号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）

⑽　元請けとして、上下水道事業局が指定する次のア及びイの講習会等を修了した者を適正配置できること。（ア及びイの講習会等を修了した者は同

一又は別々のいずれでも可とする。）

ア　公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（大口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径５００ｍｍ以上）

イ　公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径４５０ｍｍ以下）

⑾　上記⑼及び⑽に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

４　入札参加申込書等の配付

⑴　配付期間　令和７年９月１日（月）から同年９月１９日（金）まで

⑵　配付場所　ア　津市入札情報公開システムからダウンロード
（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
イ　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
（配付期間は、上記⑴の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

５　入札参加申込書等の提出等

⑴　本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア　提出期間

令和７年９月１日（月）午前８時３０分から同年９月１９日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日（９月１日）は午前８時３０分から、提出期間最終日（９月１９日）は午後５時１５分までとします。）

イ　提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ　提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が３ＭＢを超過する場合は、津市条件付一般競争入

札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

⑵　提出書類

ア　津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ　土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ　審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ　配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ　耐震継手講習会等（口径５００mm以上）修了証等の写し

カ　耐震継手講習会等（口径４５０mm以下）修了証等の写し

キ　配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

ク　営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ケ　施工計画工程表（事前審査用）

コ　宣誓書

⑶　入札参加資格審査結果

令和７年９月２９日（月）までに入札参加資格審査結果を通知します。

6　設計図書等の閲覧等

⑴　閲覧期間　令和７年９月１日（月）から同年１０月２１日（火）まで

⑵　閲覧場所　ア　津市入札情報公開システム

（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

（閲覧期間は、上記⑴の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

7　工事の質疑等

⑴　施工計画に関する質疑等

ア　質問受付　令和７年９月８日（月）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参により津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、

必ず着信の確認を行ってください。

イ　回答方法　令和７年９月１２日（金）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

⑵　見積に関する質疑等

ア　質問受付　令和７年９月１９日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ　回答方法　令和７年９月２９日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

８　入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間　令和７年９月３０日（火）から同年１０月１０日（金）まで（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和７年６月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

９　評価項目算定資料の提出

⑴　提出期間　資格審査結果通知書受領の日から令和７年１０月１０日（金）午後５時まで

⑵　提出先　　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

⑶　提出方法　持参に限ります。

⑷　提出書類　提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧及び各様式に記載の事項を確認すること。

ア　【第１号様式】評価項目算定資料届出書

イ　【第５号様式】施工実績評価資料

ウ　同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類（コリンズ登録

等の写し）

エ　社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し）

オ　【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料

カ　【別紙様式】手持ち工事量評価資料

キ　手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し

ク　【第６号様式】配置予定技術者評価資料

ケ　配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

コ　配置予定技術者の保有する資格証（監理技術者資格者証）の写し

サ　建設系ＣＰＤ協議会加盟団体（建築関係業種については建築ＣＰＤ運営会議の加盟団体を含む）が発行した学習履歴証明書等の写し

シ　【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料

ス　事業者ＩＤの写し等

10　価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和７年１０月１５日（水）に津市入札情報公開システムにおいて公表します。

なお、自らの審査結果について、書面により令和７年１０月１７日（金）までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

11　開札の日時及び場所

⑴　日時　令和７年１０月２１日（火）午前９時２０分から

⑵　場所　津市上下水道庁舎２階入札室

12　入札保証金

入札保証金は免除します。

13　契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上（低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の１００分の３０以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険

証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

14　開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

15　入札の無効

無効の入札は、次の⑴から⑶に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

⑴　共通の無効

ア　競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

イ　申請書類等に虚偽の記載があるとき。

ウ　申請書類等に不備があるとき。

エ　適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

オ　入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。

カ　入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

キ　著しく信義に反する行為をしたとき。

ク　入札に際して連合等の不正行為があったとき。

ケ　入札金額を訂正しているとき。

コ　入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。

サ　前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

⑵　電子入札の無効

ア　入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札

イ　電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札

ウ　記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札

エ　電子証明書の不正な使用があった入札

⑶　郵便入札の無効

ア　郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札

イ　入札書に入札者の記名押印のないとき。

ウ　積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

エ　入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。

オ　入札書の記載事項が確認できないとき。

カ　入札書に指定された事項が記載されていないとき。

キ　指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。

ク　入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。

ケ　積算内訳書が同封されていないとき。

コ　封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

サ　封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

16　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

⑵　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

⑶　入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

17　契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

18　その他の注意事項

⑴　前金払　有（令和８年４月以降）

⑵　部分払　無

⑶　落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。

⑷　この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

⑸　電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。

⑹　談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

⑺　入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

⑻　この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年1月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

⑼　入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

⑽　本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第６条の２第１項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

　労働環境の確保に係る誓約事項及び令和７年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

⑾　本件は月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）
津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
電話番号　０５９－２３７－５８０３
ＦＡＸ　　０５９－２３７－５８１９

津市選挙管理委員会告示第６０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、同法第４条第１１項及び第５条第１５項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項、第８６条第１項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数を次のとおり告示する。

令和７年津市選挙管理委員会告示第４５号は廃止する。

令和７年９月１日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

１	５０分の１の数	４，３９８人
２	６分の１の数	３６，６４４人
３	３分の１の数	７３，２８７人

津市選挙管理委員会告示第６１号

　令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

　　令和７年９月１日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
第４０投票区	津市	竹谷　吉聡	津市	稲垣　圭吾
第１１１投票区	津市	峯田　尚徳	津市	瀧本　宏充

津市選挙管理委員会告示第６２号

令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

令和７年９月１日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
第１１１投票区	津市	瀧本　宏充	津市	鏡　裕文

津市選挙管理委員会告示第６３号

令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

令和７年９月２日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

第８期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
９月３日	津市	秋山　晴美	津市	前田　賢

津市選挙管理委員会告示第６４号

令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

令和７年９月２日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

第３期日前投票所

職務を行うべき日	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
９月６日	津市	山川　洋子	津市	伊藤　三男

津市選挙管理委員会告示第６５号

令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

令和７年９月４日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
第２６投票区	津市	小林　淳子	松阪市	ジョスリン桂

津市選挙管理委員会告示第６６号

令和７年９月７日執行の三重県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２５条の規定により告示する。

令和７年９月４日

津市選挙管理委員会
委員長　磯　部　憲　夫

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住　所	氏　名	住　所	氏　名
第２投票区	津市	麻生　香緒里	津市	岸江　直彦
第９７投票区	津市	川端　輝	津市	倉田　健吾